

「環境アニメイティッドやお 楽しい環境活動支援金(環境保全活動支援事業)」応募要綱

市民・事業者・教育機関・行政機関のパートナーシップによって、環境保全活動を推進するための協議会“環境アニメイティッドやお”では、八尾市環境総合計画において望ましい環境像とした「緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお」を実現するための具体的な企画・活動を募集します。

応募された企画・活動については、提案者が中心となり、環境アニメイティッドやおの活動の一環として実践します。

1. 募集する活動

対象となる活動は、八尾市環境総合計画に掲げる6つの目標達成に向けて取り組む内容であり、環境アニメイティッドやおに対して初めて提案いただく活動であることとします。(過去の活動企画一覧は、環境アニメイティッドやおホームページをご覧ください) 活動は、提案者が中心となって企画運営を行うものであり、環境アニメイティッドやおが支援する活動として継続的に発展する可能性が見込めるものとします。

八尾市環境総合計画に掲げる6つの目標

- ★ 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち
- ★ 市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち
- ★ 快適で安らぎのある住みよいまち
- ★ 身近な自然を大切にし、育て、ふれあえるまち
- ★ 個性豊かな文化とふれあいのあるまち
- ★ 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち

2. 支援対象団体

対象となる団体は、次の(1)~(5)の条件をすべて満たしていることとします。

- (1) 八尾市を中心に活動を行うこと。
- (2) 団体として継続的に事業が実施できる体制が整っていること。
- (3) 代表者が明らかであること。
- (4) 市その他の公的機関が、事務局等を担っていないこと。
- (5) 団体の構成員に、八尾市民または市内に勤務あるいは通学している者が含まれていること。

※下記のような団体や事業は対象となりません。

- (1) 政治活動を目的とする団体、事業
- (2) 選挙活動に関連する団体、事業
- (3) 宗教活動を目的とする団体、事業

- (4)営利活動を目的とする団体、事業
- (5)本支援金の他に、支援金や助成金を受取って行う事業

3. 応募条件

- ・提案内容を実施できる団体であること。
- ・過去に八尾市が行った「八尾市環境保全活動支援事業」で報奨金を支給された団体や、昨年度までの「環境保全活動支援事業」で支援金を給付された団体については、同事業内容での応募はできません。ただし、新たな企画提案（新規の客体を対象にするなど）による事業を実施する場合には、この限りではありません。

4. 支援金額

支援は選考によって選ばれた団体とし、支援金額は1団体にあたり20万円を上限とし、実施しようとする事業予算規模により審査し決定します。

5. 選考方法

申込書についての書類審査（1次審査）と、プレゼンテーション（2次審査）に基づく審査により、選考委員が選考を行います。

○書類審査（1次審査）

下記の書類を提出していただき、事業内容等を審査いたします。

- ①楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③事業収支予算書・団体情報（様式第3号）
- ④自由記入欄（様式第4号）

○プレゼンテーション（2次審査）

書類審査を通過した団体を対象とし、事業説明を行っていただきます。

- ・事業説明の方法としては、プロジェクターの使用や模造紙によるPRなど自由とします。

ただし、パワーポイントにより説明される場合は、プレゼンテーション開催の7日前までに、環境アニメイテッドやお事務局へデータをお送りいただきます。

○選考基準

応募されました企画・活動につきましては、以下の基準にて選考を行います。

- (1) 事業の継続性と実現可能性
- (2) 手法が工夫され、オリジナルの活動として行われるか。
- (3) 地域や、他の団体との関わりを意識しているか。
- (4) どれだけ多くの人に対し、活動の効果が見込めるか。
- (5) 環境アニメイテッドやおの事業方針・事業計画と合致しているか。

6. 交付決定

2次審査を通過した団体には、「楽しい環境活動支援金 支援金給付決定通知書（様式第5号）」を

送付し、結果通知後、所定の手続きを経て、支援金を給付します。

支援金の給付方法としては、口座への振込みのみとし、「支援金請求書(様式第6号)」を事務局へ送付し、事務局が確認した後、各市民団体などの口座へ振込みいたします。

なお、支援金の給付を受けた団体が、給付の対象である事業を変更もしくは中止したときには、「楽しい環境活動支援金 中止申請書(様式第10号)」を提出する必要があるため、給付した支援金については、返還していただく場合があります。

7. 事業報告

支援を受けた団体は、支援金を受けて行った活動報告をしていただく必要があります。

(1) 中間報告

活動の内容については、毎月開催している環境アニメイティッドやお運営会議において、適宜経過報告を行うこととします。

(2) 活動成果発表会での報告

平成24年3月中旬ごろに開催する活動成果発表会にて活動報告をしていただきます。

(3) 事業報告書の提出

活動成果発表会にて報告いただく前(平成24年2月下旬ごろ)までに、事業報告書を提出していただきます。

※また、取りまとめた報告書の内容につきましては、環境アニメイティッドやおのホームページに掲載し、公表する場合があります。

※活動成果発表会、事業報告書の提出の日程につきましては、後日お知らせいたします。

8. 応募方法

(1) 申込書の配布

各申込用紙は、環境アニメイティッドやおのホームページよりダウンロードできます。

また、八尾市環境保全課、市民サービスコーナー及び各出張所でも配布いたします。

<提出書類>

① 楽しい環境活動支援金 申込書(様式第1号)

② 事業計画書(様式第2号)

③ 事業収支予算書・団体情報(様式第3号)

④ 自由記入欄(様式第4号)

(2) 受付期間

平成23年4月20日(水)から5月31日(火) ※土・日・祝を除く

(3) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで

申込書等に必要な事項を記入し、受付期間中に環境アニメイティッドやお事務局(八尾市環境保全課)へ持参、または郵送してください。(郵送の場合は、当日消印有効とします。)

9. 提出先・問合せ先

環境アニメイテッドやお事務局（八尾市環境保全課）

〒581-0017 八尾市高美町5-2-2

TEL：072-924-9359 FAX：072-924-0182

E-mail：info@eco-ani-yao.org URL：http://www.eco-ani-yao.org/

楽しい環境活動支援金フロー図

